

委任状

● 県 ● 市 ● 町 ● 丁目 ● 番地 ● 号
司法書士 ● ● ● ●

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任する。

1. ● 有限責任中間法人設立のために、原始定款の認証を請求し、原本を受領する件。
2. 社員は、定款になした記名押印を自認する。
3. 定款謄本の交付請求及び受領に関する件。

平成 ● 年 ● 月 ● 日

● 県 ● 市 ● 町 ● 丁目 ● 番地 ● 号
社員

● 県 ● 市 ● 町 ● 丁目 ● 番地 ● 号
社員

● 県 ● 市 ● 町 ● 丁目 ● 番地 ● 号
社員

信託報酬に関する覚書

● 有限会社（「受益者」）及び● 信託銀行株式会社（「受託者」）は、● 株式会社及び受託者との間で平成●年●月●日付で締結された不動産管理処分信託契約書（以下、「本信託契約」という。）に基づく信託報酬について以下の通り合意する。なお、本覚書は、● 株式会社から受益者への受益権譲渡がなされたことを前提に、本信託契約の日付をもって発効する。

1 （当初信託報酬）

受益者は、当初信託報酬として、金●円並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額を、受託者に対して信託設定日に受託者が別途指定する受託者の口座に振り込んで支払う。

2 （管理信託報酬）

受託者は、各計算期日において、以下の各号に規定する管理信託報酬を信託財産から収受することができる。

（1）（基本報酬）

金●円に4分の1を乗じて得た額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額（計算期間が3か月に満たない場合は実日数による日割計算とする。）。

（2）（特別報酬）

以下の場合には、基本報酬に以下の特別報酬が追加される。

賃借人（マスターリース会社）がそのマスターリース兼PM業務委託契約に規定する信託不動産の管理、運用業務を履行しない場合には、その履行しない期間においては、マスターリース兼PM業務委託契約上、賃借人（マスターリース会社）の業務に対する対価として賃借人（マスターリース会社）が収受する金額と同額

本信託契約第15条に定める事態が生じた場合において受託者が保全、復旧又は処分につき何らかの措置を行った場合には、当該措置を為すために要した人数と時間を基礎に受益者及び受託者間で誠実に協議して定める金額

受託者が信託不動産及びその他の信託財産の管理・運用・処分を行うために通常想定される業務の範囲を超える業務を行った場合には、当該業務に要した人数と時間を勘案して受益者及び受託者間で誠実に協議して定める金額

信託不動産の売却処分等の際して本信託契約の内容を変更する場合には、変更内容を踏まえて受益者及び受託者間で誠実に協議して定める金額。なお、本信託契約の内容変更をする際に必要となった弁護士費用は、本信託契約第21条第1項の信託費用として処理する

3 （処分信託報酬）

受託者は、本信託契約に従って信託不動産又は受益権が売却処分された場合には、● 株式会社から● 有限会社への受益権譲渡の場合を除き、売却代金全額が支払われた日から● 営業日

匿名組合契約書

本匿名組合契約（以下「本契約」という。）は、平成●年●月●日、●有限会社（以下「営業者」という。）と●（以下「本出資者」という。）との間で締結された。

第1条 （定 義）

本契約において用いられる用語は、各文中において意味を定めるほかについては、下記に定める意味を有するものとする。

- (1) 「アセット・マネジャー」とは、営業者及び●株式会社との間における平成●年●月●日付アセット・マネジメント契約に基づくアセット・マネジャーとしての●株式会社を意味する。
- (2) 「営業日」とは、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号。その後の改正を含む。）第 15 条第 1 項及び銀行法施行令（昭和 57 年政令第 40 号。その後の改正を含む。）第 5 条第 1 項所定の日以外の日を意味する。
- (3) 「会計年度」とは、毎年●月●日に開始し、翌年●月●日に終了する営業者の会計年度を意味する。なお、最初の会計年度は、平成●年●月●日に開始し、平成●年●月●日に終了するものとする。
- (4) 「金利支払日」とは、本件貸付契約に定められた金利支払日を意味する。
- (5) 「計算期間」とは、第 10 条第 1 項に定める期間を意味する。
- (6) 「契約終了日」とは、第 16 条又は第 17 条に従い本契約が終了する日を意味する。
- (7) 「財務報告書」とは、第 13 条第 2 項に基づき、営業者が本出資者に提出する書面を意味する。
- (8) 「受益権質権設定契約」とは、営業者を質権設定者、本件貸付人を質権者として、本件受益権に根質権を設定する内容の信託受益権根質権設定契約を個別に又は総称として意味する。
- (9) 「出資金」とは、第 4 条及び第 5 条に従って拠出された本出資者による出資金を意味する。